

## 第7回福井家庭裁判所委員会議事概要

### 1 開催日時

平成18年11月22日（水）午後1時30分から午後4時00分まで

### 2 開催場所

福井家庭裁判所第1会議室（3階）

### 3 出席者

#### (1) 委員

朝倉邦真委員，大淵敏和委員長，久保豊委員，佐藤辰弥委員，高橋昭一委員，滝波紀子委員，田中求之委員，西谷隆委員，東野香里委員（以上9人出席）

#### (2) 事務担当者等

西下事務局長，森首席家裁調査官，山口首席書記官，岡田次席家裁調査官，伊藤総務課長，友田庶務係長，國嶋調停委員，小幡谷調停委員

### 4 議事

#### (1) 委員長選任

大淵敏和委員が委員長に選任された。

#### (2) 模擬調停

#### (3) DVD「子どものある夫婦が離れて暮らすとき考えなければならないこと」

視聴

#### (4) 意見交換テーマ

離婚について

#### (5) 意見交換要旨

委員

およそ裁判所から呼び出された場合は，相手から訴えられて，裁判で白黒を付けることになるものだと思っていたが，今回，模擬調停を体験して，調停は話合いの場を持つことを目的とする手続であるということを改めて理解した。

委員

模擬調停では，調停委員が申立人と相手方から別々に事情を聴いていた

が、申立人と相手方が同席して事情を聴くこともあるのか。

事務担当者等

別々に事情を聴くことを原則としているが、家事審判官（裁判官）と相談の上、同席させることもある。ただ、同席調停は進行が難しいと感じることがある。また、家庭内暴力が絡む場合など、もともと同席調停が好ましくないケースもある。

委員

一方の当事者の事情を聴いているとき、他方の当事者は、控え室で待つことになるが、この間に熟慮する時間を持つことができ、相手の意見を受け容れることもあるのではないかと思う。

委員

離婚の原因について当事者の主張が全く食い違っている場合、当事者をよく知っている第三者から、意見を直接聴いたり、書面を提出させるなどして実情を把握し、客観的に判断を下せるような制度を創設してはどうか。

事務担当者等

必要な場合には、当事者の親など親族を調停に同席させて事情を聴く場合もあるが、親族などはどうしても身内の味方をする 경우가多く、かえって事態が複雑になることもあるなど客観的な意見が聴けるとは限らない。

ただし、当事者間の子どもに関しては、家庭裁判所調査官が家事審判官（裁判官）の命令を受け、その生活状況や子どもの意向に関して調査を行うことはある。

委員

例えば、当事者間に暴力があったか否かが争点となっているような事例において、その暴力の様子が近所に聞こえる程度のものであるような場合には、事実関係について近所の人から事情を聴いてみるという方法もあるのではないか。

委員

通常、暴力を受けて怪我をした当事者は、その証拠として怪我をした箇

所の写真や診断書などを提出してくることが多い。

委員

調停で離婚の前提となる原因について、最後まで双方の主張が全く食い違うことは少ない。調停期日を重ねるうちに原因をお互いが認めていく場合が多い。

委員

当事者が合意しない場合、調停は無限に続くのか。

委員

通常は四、五回くらい調停期日を重ねれば合意に至ることが多い。また、調停外で話が付くこともある。調停を重ねても話が付かない場合には、調停不成立となるが、その場合、離婚を求める者は、離婚訴訟を提起する必要がある。

委員

裁判所のスタンスとしては、一般的に、離婚調停においては、離婚に向けての調整を図るという姿勢で臨むのか、それとも、離婚しない方向で説得を試みることになるのか。

事務担当者等

離婚すると決めつけて調停を進めているわけではない。調停を申し立てる事情は全て異なり解決の方向はケースバイケースである。特に子どもがいる場合には、慎重に進める必要がある。

委員

子どもにとっては、両親が自分のために離婚しないと思いつけるよりも、たとえ結果的に離婚することとなっても、そのプロセスをしっかりと話してもらった方が幸せになることもある。

事務担当者等

子どもは調停の場にはいないため、子どもの本当の姿は分からないが、両親の夫婦関係破綻で、子どもは当然に傷付いているということを認識した上で調停を行っている。子どもに関しては、家庭裁判所調査官が子の監護

状況、子の意向を調査する場合がある。子どもは、裁判所が自分の気持ちを聴きに來ることを心待ちにしている。子どもに対し、裁判所が子どもの立場を考えていることを示すことが重要である。

#### 委員

どのような人が調停に関与しているのか。

#### 事務担当者等

家事審判官（裁判官）と調停委員（離婚調停の場合、通常は男女2人）が調停委員会を構成して調停を運営している。また、事件の受付、進行管理、調停調書の作成などを書記官が、調査や調停立会いなどに家庭裁判所調査官が関与している。なお、医学的専門知識が必要な場合には、医務室技官（医師）も関与している。

#### 委員

家庭裁判所調査官による調査の必要性については、調停委員が判断するのか。

#### 事務担当者等

最終的には家事審判官（裁判官）の判断であるが、調停委員が家庭裁判所調査官の調査が必要であると考えたときは、家事審判官（裁判官）に進言することもある。

#### 委員

子の親権で折り合いが付かないときは、どのような事情を考慮しているのか。

#### 事務担当者等

親権者を定めるにあたって最も留意しているのは、父母のいずれかを選択する二者択一の対立構造にしないことである。子どもの生活の場として、父方、母方のいずれが子どもにとってより安定しているかをきめ細かく検討し、結果として、より安定している方が父方であれば父を親権者とし、母方であれば母を親権者とするのがふさわしいという考えであり、さらに、離婚後の子と親（非監護者）との交流環境の整備に配慮している。

委員

裁判所としては、子どもが何処で暮らすことがより幸福かを考えて決めている。

委員

離婚について福井の地域性があるのか。

事務担当者等

福井では二世帯、三世帯同居も多く、家の意識が高いと感じられる。また、祖父母の年齢層が比較的若いせいか、一般的に、お互いに自ら孫を引き取って面倒を見ようとする傾向が強いことが窺える。

委員

福井における離婚の法律相談のうち2割程度が離婚の当事者ではなく、その父母からの相談であるという印象である。

委員

平成19年4月から施行される離婚時年金分割制度について、年金の半分がもらえると誤解している人がいる。

委員

相手方が調停に出頭しない場合はどのような手続になるのか。

事務担当者等

家庭裁判所調査官による出頭勧告の制度がある。この制度に強制力はないが、大体の人は出頭に応じている。どうしても出頭しない場合には、申立人において、離婚訴訟を提起することを検討することになる。

## 5 次回の内容等

開催日時 平成19年5月29日（火）午後1時30分

テーマ 少年保護事件について